

令和3年4月19日

法務省

黒川氏の略式命令請求に関する時系列

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| OR2.12.24 | 黒川氏の(単純)賭博事件に係る検察審査会の起訴相当議決の議決書の送付(議決の要旨の揭示)
東京地検による再捜査(検察審査会の議決を受けての処分期限R3. 3. 24(検察審査会法41条の2)) |
| OR3.3.13 | 黒川氏が(単純)賭博罪による略式命令への報道(関係者によると黒川氏が略式命令請求に同意したとされるとの報道) |
| OR3.3.17 | 稲富委員が衆・法務委員会で前記報道の事実関係について質問
法務大臣が「現在捜査中の個別事件に関する事柄であり、お答え差し控え」の答弁 |
| OR3.3.18 | 検察当局において、黒川氏を(単純)賭博罪で略式命令請求
検察当局において、同事実を報道機関に公表 |
| OR3.3.19 | 衆・法務委理事会で稲富委員より、黒川氏の処分経緯に関する説明要請 |
| OR3.3.25 | 黒川氏に対し、罰金20万円の略式命令発付 |
| OR3.4.14 | R3. 4. 13までに、黒川氏が罰金20万円を納付したとの報道 |

黒川氏一転略式起訴へ

東京地検「起訴相当」議決受け 賭けマージャン



黒川弘務氏

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言中に新聞記者らと賭けマージャンをしたとして告発された黒川弘務・元東京高検検事長(64)について、東京地

検特捜部は、来週にも賭博罪で略式起訴する方針を固めた。関係者への取材で判明した。いったん不起訴処分(起訴猶予)としていたが、検察審査会の「起訴相当」議決を受けて再捜査し、方針を転換した。

2020年12月の東京第6検察審査会の議決によると、黒川氏は20年4月13日、5月14日に産経新聞記者宅で計4回、記者ら3人と、1000点を1000円に換算する「点ペン」で賭けマージャンをしたとされる。特捜部は20年7月、賭博罪の成立を認めつつ、同種事例と比べて賭け金も多額とはいえないなどとして、記者ら3人とともに起訴猶予とした。

これに対し審査会は、黒川氏は東京高検検事長として刑事罰の対象となる違法行為を自制、抑止する立場にありながら社会の信頼を裏切ったとし、不起訴は誤っているとした。

関係者によると、特捜部は再捜査で黒川氏から改めて事情聴取。「記者からみて黒川氏は取材対象者で、賭けマージャンを中止できる立場にあった」とする審査会の指摘を重くみて、方針を固めた模様だ。黒川氏も略式起訴の方針に同意しているという。

【志村一也、二村祐十朗、国本夢】

出典

令和3年3月13日(土) 毎日新聞(朝刊) 1面

記事

2 1 国政調査権と検察権

検察権の行使は、行政権の作用であるから、一般論としては当然国政調査の対象となり得る。ただ、検察権は司法権と密接な関連を有し、またそのゆえに実定法上検察権の行使については、他の一般の行政権の行使に比して、かなり強い独立性が認められている。このような点を考えると、検察権の行使についての国政調査に当たっては、検察権の独立を損ない、ひいては司法権の独立を害するようなことがないよう慎重な配慮が必要であろう。

令和3年4月19日
法務省

階筆頭理事の御質問について

- 特定の報道を端緒として報道機関による報道経緯や根拠について調査を実施することは、これまで御説明させていただいたとおり、一般的には、抑制的であるべきものと考えています。
- 検察当局による情報漏えいがあったことを窺わせる「確たる証拠」がない、すなわち、報道内容自体が漏えい行為の具体的事実を示すものではなく、その嫌疑を窺わせる十分な根拠がないにもかかわらず、調査を実施することになれば、およそ報道がなされれば、情報漏えいの可能性を疑ってその報道経緯や根拠を調査することになりかねず、それ自体が、報道機関の取材の自由や、取材源秘匿の自由に対する影響があり得ることなどから、相当ではないと考えています。
- いずれにいたしましても、個別の案件に関しては、調査の必要性の有無を含めて、検察当局において、適切に判断するものと考えています。

令和3年3月8日

人 事 院 御 中

法 務 省

国家公務員法等の一部を改正する法律案（仮称）のうち検察庁法改正部分について

標記の件につき、別添「検察庁法改正案の方針について」をお渡しします。

検察庁法改正案の方針について

法務省 R3.3.8

○ 前回の通常国会に提出した法案

①【定年引上げ及び役降り】

- ・ 検察官の定年を63歳から65歳に引き上げる
- ・ 現行定年の63歳以降は、検事長等から役降りする

②【勤務延長及び役降り特例】

- ・ 検察官について65歳の定年後の勤務延長を認める
- ・ 63歳の役降り後も引き続き検事長等として勤務することを認める

○ 今後提出予定の法案の内容

上記①のみとする。

⇒ 検察官は勤務延長等ができなくなる

検疫での対応について

滞在国・地域	出国前	入国時 (検疫)	入国後
・ 変異株流行国	<u>出国前72時間以内の 検査証明</u>	検疫所での検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫所の宿泊施設で待機 ・ <u>入国後3日目の検査</u>陰性で退所。その後14日間自宅等で待機。
・ 上記以外の国	出国前72時間以内の 検査証明	検疫所での検査	14日間自宅等で待機

出典：法務省作成資料

令和3年4月20日（火） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査状況（中間報告）

死亡した被收容者の身分事項等

- (1) 国籍・性別等 スリランカ・女性（死亡当時30歳代）
- (2) 死亡日 令和3年3月6日（午後3時25分頃、搬送先の病院で死亡確認）
- (3) 收容の経緯
 - 平成29年6月に入国し、留学等の在留資格で在留後、平成31年1月下旬以降不法残留となり、その後所在不明となっていた。
 - 令和2年8月19日に不法残留で逮捕。同月20日に入管に引き渡され、同日から死亡当日まで、名古屋出入国在留管理局收容施設に收容。

これまでの調査で把握された事実の概要（いずれも令和3年）

- (1) 健康状態の推移
 - 1月中旬頃以降、吐き気・嘔吐、食欲不振、体のしびれ等の体調不良。
 - 2月上旬頃以降、トイレ等の際、しばしば職員が介助。
 - 官給食（粥食）の摂食不良。経口補水液や購入品の菓子類等の摂取あり。
 - 身長158cm。体重は、收容開始時84.9kg、1月20日72.0kg、2月23日65.5kg。
- (2) 診療等の経過

受診日等	受診先等	結果等
1月22日 ～26日	庁内診療室	医師の指示により、X線検査、血液検査、心電図検査及び尿検査を実施（→1月28日の診療で結果説明）
1月28日	庁内非常勤内科等医師	血液検査の結果軽度の多血等（経過観察）。末梢性神経障害治療剤及び鎮痛解熱剤を処方
2月 3日	庁内臨床心理士	カウンセリングを実施
2月 4日	庁内非常勤内科等医師	消化性潰瘍治療薬及び消化管運動改善剤を処方 外部病院消化器内科の受診指示
2月 5日	外部総合病院の消化器内科 （胃カメラ検査実施）	逆流性食道炎の疑いと診断 消化性潰瘍治療薬の継続服用の指示
2月16日	庁内非常勤整形外科医師	体のしびれにつき診察 整形外科的異常はなく、精神科受診を示唆
2月18日	庁内非常勤内科等医師	外部病院精神科の受診指示
2月22日	庁内非常勤内科等医師	経腸栄養剤を処方
2月24日 ～3月5日 （各平日）	庁内看護師 （本人居室に往訪）	リハビリテーション（上下肢の他動運動、マッサージ等）及び体調確認を実施 ※3月4日は面談のみ実施
3月 3日	庁内臨床心理士	カウンセリングを実施
3月 4日	外部総合病院の精神科 （頭部CT検査実施）	身体化障害の疑いと診断 抗精神病薬及び睡眠誘導剤を処方 3月18日の再診予約の指示

出典：法務省作成資料

令和3年4月20日（火） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査状況（中間報告）

これまでの調査で把握された事実の概要（いずれも令和3年）

- (3) 死亡前日及び死亡当日の状況
- 3月5日 脱力した様子（前日から服用を開始した抗精神病薬の影響によると思われるもの）。
- 3月6日 午前10時40分頃 職員が介助し、経腸栄養剤等を服用
午後1時過ぎ頃～ 臥床していたが徐々に身体の動きが微弱化
午後2時7分頃 看守勤務員の呼び掛けに応答せず。
午後2時15分頃 救急車要請
午後3時25分頃 搬送先の病院で死亡確認
- (4) 死因 現時点で未判明（刑事手続における死因解明手続中）

今後の調査方針

第三者（学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者、地域住民）が調査に加わっており、引き続きその意見を伺いながら事実経過及び名古屋局の対応状況等について調査・検討を進める。

出入国在留管理庁として死因に係る一定の結論を得た段階において、最終的な調査結果の取りまとめを行う。